

姫路市火災予防条例の一部改正の概要（住宅用火災警報器等設置義務化関係）

改正の概要は、以下のとおりです。

住宅用火災機器の設置維持義務（第 30 条の 3 関係）

住宅の関係者（所有者、管理者、占有者）は、次のいずれかの「住宅用火災機器」を設置し、維持しなければならないこととされました。

住宅用火災警報器（＝煙を感知して報知する住宅用火災警報器）

住宅用火災報知設備（＝煙を感知して報知する住宅用自動火災報知設備）

住宅用火災警報器の設置及び維持基準（第 30 条の 4 関係）

住宅用火災警報器の設置維持基準について、次のとおり規定されました。

住宅用火災警報器を設置する場所は、「就寝の用に供する居室（寝室）」の他、条件によって「階段」、「廊下」とし、これらの場所に応じた種別のものを一定の位置に設置すること。

住宅用火災警報器は、住宅用火災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するものとする。

住宅用火災警報器は、上記のほか、適切に設置及び維持すること。

住宅用火災報知設備の設置及び維持基準（第 30 条の 5 関係）

住宅用火災報知設備の設置維持基準について、次のとおり規定されました。

住宅用火災報知設備の感知器を設置する場所は、住宅用火災警報器と同様の場所とし、この場所に応じた種別のものを一定の位置に設置すること。

住宅用火災報知設備を構成する感知器、中継器、受信機は、検定対象機械器具等について定められた技術上の規格に、補助警報装置は、住宅用火災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものであること。

住宅用火災報知設備は、上記のほか、適切に設置及び維持すること。

設置の免除（第 30 条の 6 関係）

次の設備又は機器が設置されている場所には、住宅用火災警報器等の設置が免除できることが規定されました。

技術上の基準に従い設置された、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、*共同住宅用スプリンクラー設備、*共同住宅用自動火災報知設備、*住戸用自動火災報知設備。

基準の特例（第 30 条の 7 関係）

消防長又は消防署長が、上記の規定によらなくとも火災の発生又は延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災による被害を最少限度に止めることができると認めた場合は、上記の規定は適用しないこととされました。

住宅における火災予防の推進（第 30 条の 8 関係）

住宅における火災予防を推進するため、市及び市民の責務として、次のとおり規定されました。

市は、住宅用火災機器等の普及促進、住民の自主的な防災組織の活動促進に努めるものとする。

市民は、住宅用火災警報器等の設置が義務とされる場所以外の場所にも住宅用火災警報器等を設置するよう努めるものとする。

施行期日（条例附則関係）

改正条例は、平成 18 年 6 月 1 日から施行されることとされました。（ただし、第 30 条の 6 中、*印のついた設備を設置した場合に住宅用火災警報器等を設置免除する規定は、平成 19 年 4 月 1 日から。）

経過措置（条例附則関係）

既存住宅には、平成 23 年 5 月 31 日まで、「5 年」の猶予期間を設けることとされました。